提出された意見と意見に対する総務省の考え方（概要）

資料197－１－４

- 意見募集期間：令和 8年 4月 22日（水）～同年 5月 26日（火）
- 意見提出件数：26件 （法人19件、団体 3件、個人 4件）

本件について実施したパブリックコメントでは、報告書案に賛同する意見が多数寄せられたほか、今後の一層の検討等を求める意見があった。寄せられた主な意見の概要は以下のとおり。

■ **賛同意見** 【10件】
無線LANと他システムの間でより効率的な周波数共用が実現することから早期の制度化を希望、等

■ **AFCの技術的要件に関してパラメータの統一を求める意見** 【２件】
今後システム仕様としてAFC協議会等において引き続き検討がなされると考える。

■ **機器設置条件等の明確化を求める意見** 【３件】
総務省等において必要に応じ検討、具体的周知を図る等の取組を進めていく。

■ **6GHz上位帯（6425-7125MHz）における6G導入の国際的な議論を見据えた検討を求める意見** 【９件】
本報告は、無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件を検討したものであることから原案通りとし、携帯電話（IMT）の導入については、頂いた点も含め総務省において今後の検討の参考とされるものと考える。

■ **ETC等が使用するDSRC帯域（5770-5850MHz）への不要発射を懸念する意見** 【２件】
・今回の検討において比較対象となる無線LANシステムは、いずれも屋外利用が可能なシステム（5.6GHz帯無線LAN（W56）、6GHz帯VLPモード、同SPモード）であることを踏まえると、ETC等が使用するDSRC帯域と6GHz帯SPモードとの周波数間には十分な周波数離隔が確保。（W56からは40MHz、6GHz帯からは無線LAN内のガードバンド含め95MHz）
・帯域外不要発射の観点では、屋外利用が認められている既存のW56に対し、SPモードの不要発射の許容値はこれよりも厳しい水準として規定。 （W56 ＞ SPモード ＞ VLPモード）
・利用形態について、無線LANのハンドオーバー特性から、ETC等の利用シーンと重畳する可能性は限定的
以上を総合し、既に屋外利用が認められているW56においてETC等への重大な影響が顕在化していないこと、及びSPモードの技術的条件がそれよりも厳しい値であることを踏まえて、懸念は当たらないものと考える。
一方、将来的に混信等の事象が確認された場合には総務省において速やかに実態の把握及び原因究明を行い、必要に応じて適切な干渉回避措置を講じられるものと考える。

※検討等を求める意見についても、賛同を前提とするものが含まれる。